

弘田委員長 ただいまから、議会運営委員会を開く。
本日は、意見書案の協議結果及び閉会日の議事手続等について御協議願うため、お集まりいただいた。
それでは、お手元の協議事項の順に進めてまいりたいので、御協力願う。

1. 議案の追加提出について

弘田委員長 初めに、議案の追加提出についてである。
総務部長、説明を願う。

(井上総務部長、説明)

- ・第22号 高知県教育委員会の委員の任命についての同意議案
- ・第23号 高知県収用委員会の委員の任命についての同意議案

弘田委員長 何か、質問はないか。

(なし)

2. 意見書案の協議結果について

弘田委員長 次に、意見書案の協議結果についてである。
1 ページの資料1、意見書案協議結果一覧表を御覧いただきたい。
意見書案は、6番から10番が原案のとおり、また4番が文言修正の上で、以上6件がいずれも全会一致で意見書議案として提出される。
また、意見の一致に至らなかった意見書案のうち、1番、2番、5番及び11番が会派から意見書議案として提出される。

3. 議事手続について

(1) 委員会に付託してあった議案及び請願

弘田委員長 次に、議事手続についてである。
まず、2ページの資料2、委員会に付託してあった知事提出議案21件及び請願4件についての委員会審査結果一覧表を御覧いただきたい。
採決は、この一覧表に記載の順序により行いたいので、御了承願う。

(了承)

ア 委員長報告に対する質疑

弘田委員長 次に、委員長報告に対する質疑についてであるが、慣例のとおり省略することで、いかがか。

(異議なし)

弘田委員長 それでは、さよう決する。

イ 討論

弘田委員長 次に、討論についても省略し、採決することで御異議ないか。

(異議なし)

弘田委員長 それでは、さよう決する。

(2) 追加提出議案

ア 提出者の説明

弘田委員長 次に、追加提出議案についてである。
先ほど総務部長から説明のあった追加提出議案2件については、本日の会議において、議案及び請願を採決の後、日程に追加して議題とし、知事の提案説明を受けることにしたいが、御異議ないか。

(異議なし)

弘田委員長 それでは、さよう決する。

イ 質疑・委員会付託・討論

弘田委員長 これらの人事議案については、慣例のとおり、質疑、委員会への付託、討論を省略し、直ちに採決することで、御異議ないか。

(異議なし)

弘田委員長 それでは、さよう決する。

(3) 意見書議案

弘田委員長 次に、4ページの資料3、意見書議案についてである。
4ページの議発第1号「国民の暮らしを支えるコロナ対策の抜本的拡充と早急な実施を求める意見書」議案から16ページの議発第6号「林野関係予算の確保を求める意見書」議案までの計6件については、全会一致で提出されるものであるので、提出者の説明、質疑、委員会への付託、討論の全てを省略し、直ちに一括採決することで、御異議ないか。

(異議なし)

弘田委員長 それでは、さよう決する。
次に、19ページの議発第7号「台湾のCPTPP（環太平洋パートナーシップに関する包括的及び先進的な協定）参加を積極的に支援するよう求める意見書」議案についての議事手続は、いかがでしょうか。

(なし)

弘田委員長 それでは、この議案については、提出者の説明、質疑、委員会への付託、討論の全てを省略し、直ちに採決することで、御異議ないか。

(異議なし)

R2. 12. 24 議会運営委員会

弘田委員長

それでは、さよう決する。
次に、22ページの議発第8号「土地所有情報の一元的なデータベース整備を求める意見書」議案についての議事手続は、いかがでしょうか。

(なし)

弘田委員長

それでは、この議案については、提出者の説明、質疑、委員会への付託、討論の全てを省略し、直ちに採決することで、御異議ないか。

(異議なし)

弘田委員長

それでは、さよう決する。
次に、25ページの議発第9号「日本政府に核兵器の禁止に関する条約の署名・批准を求める意見書」議案についての議事手続は、いかがでしょうか。

米田委員

日本共産党は、討論を行う。

弘田委員長

討論を行うとのことであるので、発言時間は10分以内とし、提出者の説明、質疑、委員会への付託は省略するというので、御異議ないか。

(異議なし)

弘田委員長

それでは、さよう決する。
次に、28ページの議発第10号「後期高齢者の医療費2割負担への引上げを撤回し、誰もが必要な医療を受けられるよう求める意見書」議案についての議事手続は、いかがでしょうか。

米田委員

日本共産党は、討論を行う。

弘田委員長

討論を行うとのことであるので、発言時間は10分以内とし、提出者の説明、質疑、委員会への付託は省略するというので、御異議ないか。

(異議なし)

弘田委員長

それでは、さよう決する。
以上、ここまでが議事手続についてである。
ここで、本日の議事日程表をお手元にお配りする。

(事務局、議事日程表を配付)

弘田委員長

それでは、事務局に説明させる。

(吉岡議事課長、説明)

弘田委員長

この順序で議事運営が行われるので、御了承願う。

4. 2月定例会の開催時期について

弘田委員長

次に、30ページの資料4、2月定例会の開催時期についてである。
事務執行上のめどとして、正副委員長案をお示ししてある。
2月定例会の開催時期については、この案をめどとし、なお、その決定は、従来どおり招集告示後に開催する議運でお諮りするという事で、いかがか。

(異議なし)

弘田委員長

それでは、さよう決する。

5. 継続審査調査の申し出について

弘田委員長

次に、31ページの資料5、継続審査調査の申し出についてである。
閉会中の継続審査・調査を行うため、お手元の案のとおり申し出ること、御異議ないか。

(異議なし)

弘田委員長

それでは、さよう決する。

6. その他

(1) 高校生フォトコンテスト

弘田委員長

最後に、その他についてである。
まず、32ページの資料6、高校生フォトコンテストについてである。
このことについて、事務局から報告がある。

吉岡議事課長

高校生フォトコンテストについて御報告する。32ページの資料6を御覧願う。
第5回目となるフォトコンテストについては、議員の皆様全員の投票による2次審査も終了した。お忙しい中、審査に御協力いただき、ありがとうございました。事務局で開票、集計し、議長、副議長に確認、御協議いただき、議長賞、副議長賞、佳作3点を決定したので、結果を御報告する。
今回、議長賞は、2次審査で最も多くの票を得た土佐塾高校1年の池愛莉さんの作品名「コロナ退散！」に決定した。なお、土佐塾高校からの受賞者は初めてである。副議長賞は、2つの作品の得票数が同数となったが、議長、副議長と協議の結果、梶原高校3年の田村秋桜さんの作品名「梶原の源」に決定した。佳作は、高岡高校2年の宮本吏隆さんの作品名「八十八分の一」、高知商業高校2年の畠中亜弥さんの作品名「帰り道」、高知高校1年の坂本凧さんの作品名「青春」と決定した。
なお、「夕紅ーゆうぐれないー」については、議長賞を受賞された方の作品であり、同一人物の作品の入賞は1点までとの規定により選外とする。
結果については、この後全議員にこの一覧表をお配りするとともに、ホームページに掲載し、あわせて入賞された方には学校を通じて直接御連絡することとしている。今後、表彰式を行うが、日程については入賞された方の御都合も伺いながら、後日決定する。入賞作品や表彰式の模様は、2月に発行する議会だよりに掲載する予定としている。
以上である。

弘田委員長 何か質問、御意見はないか。

梶原委員 ホームページには、どういう形で掲載するのか。

吉岡議事課長 ホームページには、入賞作品を資料の32ページの形で掲載することとしている。得票数は、公開する予定はない。

弘田委員長 よろしいか。

梶原委員 はい。

弘田委員長 それでは、事務局報告のとおりで、御了承願う。

(了 承)

(2) 事務局からの情報伝達手段

弘田委員長 次に、事務局からの情報伝達手段についてである。
このことについて、事務局から説明がある。

樫谷総務課長 事務局から議員の皆様への情報伝達の手段について、協議をさせていただく。資料はない。
まず、先月実施したEメールでの安否確認訓練であるが、事前の予告をせずに実施したにもかかわらず、議員の皆様のお理解、御協力を得て、回答率は100%であった。
その際に、併せてSMSーショートメール、ショートメッセージ、Cメールなど会社によって呼び方が異なっているが、これにより訓練メールの確認のお知らせをした。以前の訓練の際に、「Eメールはほとんど見ないので、安否確認のEメールに気がつかない」といった御意見をいただいたのでこのようにしたが、SMSのお知らせを見て訓練メールに気がついたとの声もあり、一斉連絡の手段として効果的であったと考えている。
今回のSMSの送信については、試行という位置づけで実施し、実施後にアンケートを行った。その結果を見ると、全ての議員にSMSのお知らせを確認していただくことができ、また今後の活用についても回答をいただいた全ての議員から、「広く利用すればよい」、「用途を限定して利用」と、利用に肯定的な意見をいただいている。「利用には賛成しない」という意見はゼロであった。また、自由意見欄にも、「時代に合っている」「SMSは確認の度合いが高いので、反応が早くなると思われる」、「口頭より正確に、早く一斉に伝わる」、「事務負担の軽減につながる」など、肯定的な意見をいただいている。
こうした結果を踏まえて、今後事務局からの情報伝達の手段として、SMSを活用したいと考えている。ただし、用途を限定して利用という意見が3割程あったので、様々なこと、細々としたことの連絡に利用するのではなく、議員の皆様全員に、早急に一斉にお知らせする必要がある事項、例えば災害時の緊急連絡や急な予定の変更、重大事の一報などに限っての利用としたいと考えている。あわせて、確実に連絡をする必要がある場合については、返信のお願いをした上で、返信のない方に

は電話で連絡をするといった対応も行いたいと考えている。

次に、アンケートでは、携帯端末のEメールの活用についても御回答いただいた。こちらについては、数としては活用に肯定的な意見が大半であったが、自由意見欄を見ると、「Eメールは様々なものが入ってくるので見落としてしまう」、「関係のないものがたくさん来るのであまり見ない」、「Eメールはどうしても必要なときに限って、基本的には使わないように望む」といった御意見があったことから、まずはEメールではなく、SMSの活用から始めたいと考えている。

なお、SMSの活用をお認めいただけた場合の事務局からの情報伝達については、事務局の公用携帯からの発信を考えている。公用携帯の番号は、試行の際と同じ番号にしたいと考えているが、迷惑メールと混同されないように、再度番号を皆様にお知らせするようにするので、よろしく願います。

以上である。

弘田委員長

何か質問、御意見はないか。

(なし)

弘田委員長

それでは、事務局報告のとおりで、御了承願う。

(了承)

(3) その他

弘田委員長

ほかに、その他で何かないか。

(なし)

弘田委員長

それでは、協議事項は、以上である。
本日の本会議の開会時刻は、午前10時でよろしいか。

(異議なし)

弘田委員長

それでは、本会議の開会時刻は、午前10時をめぐとする。
以上で、議会運営委員会を終わる。